

2024

9月

No.605

かりや



か り や



美浜町野間崎灯台「夕陽に染まる」

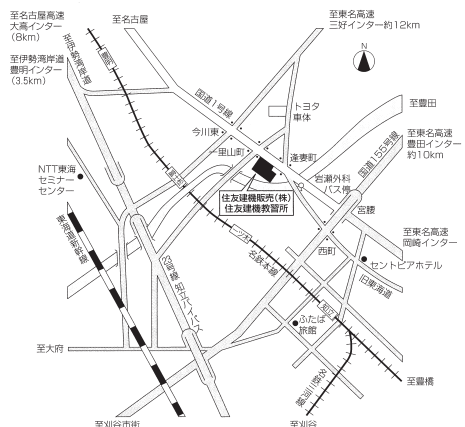
写真提供：渡部 修 氏

も く じ

愛知労働局長 着任のご挨拶.....	1	労働者死傷病報告書受付状況.....	6
第75回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって.....	2	愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	7
令和6年度全国労働衛生週間実施要綱.....	2	監督署だより.....	8
愛知県最低賃金が10月から1,077円に改正予定.....	4	衣浦東部保健所コーナー.....	10
「令和5年度雇用均等基本調査」結果の公表について.....	4	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	11
労務管理講習会が開催される.....	5	会員だより.....	12
令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催.....	6	お知らせ.....	13

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
9月	移動式クレーン					●学科試験																											
	クレーン・テリック																																
	衛生管理者																																
	車両系建設機械																																
	解体用機械																																
	不整地運搬車																																
	小型移動式クレーン																																
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																
	高所作業車																																
	床上クレーン																																
ガス溶接																																	
特別教育																																	
安全衛生教育等																																	
10月	移動式クレーン																																
	クレーン・テリック																																
	衛生管理者																																
	車両系建設機械																																
	解体用機械																																
	不整地運搬車																																
	小型移動式クレーン																																
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																
	高所作業車																																
	床上クレーン																																
ガス溶接																																	
特別教育																																	
安全衛生教育等																																	



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

着任のご挨拶



愛知労働局長 小林 洋子

この度、7月5日付けで愛知労働局長に着任いたしました小林です。

愛知労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、有効求人倍率は令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年以降は、基幹産業である製造業を中心に生産回復の動きがみられ、直近の令和6年6月では1.27倍まで回復するなど、経済活動が本格的に動き始めています。

社会全体のマインドも従業員の雇用維持から、人材育成やリスクリングによるスキルアップといった「人への投資」に向かう流れに変化してきており、構造的な賃上げの実現と人材活性化に向けた労働市場の強化を目指す必要があります。

このような情勢の中、本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」及び「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」につきましては、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業に対し、業務改善助成金などの各種支援策の積極的な周知を行うとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図ってまいります。

「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」につきましては、政府全体として「リスクリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を進めており、人材育成の重要性は益々高まっています。愛知県下で実施する公的職業訓練については、デジタル分野を拡充することで企業のDX人材の育成支援を行うとともに、人材開発支援助成金を活用した人材育成の支援を行ってまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」につきましては、女性活躍促進のための支援とともに、多様な働き方・休み方の導入支援、令和6年11月に新たに施行されるフリーランス法、令和7年4月以降、順次施行される育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

「安全で健康に働くことができる環境づくり」につきましては、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底と、令和6年4月に、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されたことから、法の円滑な施行に向けて、これらの業種に対する周知・支援を図ってまいります。

また、安全衛生管理を事業運営と一体に管理する「安全経営あいち®」の理念の普及を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用し、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現することとしています。

愛知労働局としましては、愛知県内における労働行政の推進に当たり、引き続き貴協会と連携を密にし、取組を進めて参りたいと考えておりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

第 75 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 75 回を迎えます。本年度は、

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

をスローガンに掲げ、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 7 日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和 5 年の愛知県内における休業 4 日以上業務上疾病の件数は、前年の 464 件から 3.7% 減少し 447 件となり、令和 5 年度の長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の 46 件から 67.4% 増加し、77 件となったところです。

また、定期健康診断有所見率は、上昇傾向にあり、令和 5 年の有所見率は 55.1% となり、労働者の半数を超える者が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

一方、令和 5 年 10 月の法改正により、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査を行う者には資格等が必須となり、さらに化学物質規制の仕組みが、自律的管理を基軸とした化学物質管理へ転換されるなど、さまざまな制度見直しが行われたところです。

以上のような状況の下、愛知労働局では、令和 5 年度より令和 9 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP 指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置について、相互連携して取り組みます。また、危険性・有害性が認められた化学物質や粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進します。これら働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-Being）を実現することとしています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組などを再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会とされますようお願いいたします。

令和 6 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 75 回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生病数

で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。

このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。

これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。

また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。

このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺癌を中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。

その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防

止計画(以下、「14次防」という。)において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してすすみんな笑顔の健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してすすみんな笑顔の健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

※実施事項の詳細は愛知労働局のホームページを参照して下さい。

愛知県最低賃金が10月から1,077円に改正予定

労働基準部 賃金課

令和6年8月5日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額1,027円を50円引上げ、時間額1,077円(令和6年10月1日効力発生予定)へと改正決定する旨の答申を受けました。

小林局長は、答申を受けて、「愛知県最低賃金については、10月1日発効に向けて、段取りを進めるとともに、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援

のさらなる強化について、関係機関・自治体等とも緊密な連携を図りながら、もとより管下監督署、ハローワーク等を含めて、最大限の努力・取り組みを進めていきたい。」とコメントされました。



写真左側 中山会長、写真右側 小林局長

「令和5年度雇用均等基本調査」結果の公表について

○「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和5年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和5年10月1日現在の状況を調査しました。概要は下記の通りです。

1 管理職等に占める女性割合（企業調査）

管理職等に占める女性の割合は、長期的に上昇傾向

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
令和3年度	7.8%	10.7%	18.8%
4年度	8.0%	11.6%	18.7%
5年度	7.9%	12.0%	19.5%

参考 政策目標（女性管理職割合）【第5次男女共同参画基本計画】
・令和7年 部長相当職12%、課長相当職18%、係長相当職30%
(指標：賃金構造基本統計調査結果)
・令和5年 部長相当職8.3%、課長相当職13.2%、係長相当職23.5%
※ 政府目標に対する指標としては賃金構造基本統計調査の結果を用いている。

2 育児休業取得者割合（事業所調査）

男性の育児休業取得者割合は、平成8年度の初回調査以来過去最高

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性	85.1%	80.2%	84.1%
男性	13.97%	17.13%	30.1%

参考 政策目標（男性の育児休業取得率）【子ども未来戦略】
・2025(令和7)年 50% ・2030(令和12)年 85%

○詳細は厚生労働省ホームページの「令和5年度雇用均等基本調査」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>



労務管理講習会が開催される

去る8月5日(月)にあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにおいて「労務管理講習会」を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもとで開催しました。

講習会には、主に刈谷管内にある企業の労務管理に関わる担当者や責任者など約120名が参加し、内容は、監督署から「令和5年監督指導内容と注意すべきポイントについて」と、C&Cパートナー代表で中京大学非常勤講師の鈴木一恵様から「働きやすい職場を作るためにメンバーに対してできること」についての講話がありました。



会場風景



挨拶される神谷支部長

講習会の冒頭に、当協会労務・教育部会の神谷部会長と、刈谷労働基準監督署の佐野署長が挨拶を行いました。佐野署長からは監督指導の際には、法違反の内容や是正の必要性について丁寧に説明し、事業主の方による自主的な改善が図られるよう相談・支援を行うことによって、労働環境の改善につなげていくとの説明がありました。

併せて、業務改善助成金について、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用することが大変有効であるとのお知らせがありました。



挨拶される佐野署長



説明される
三戸部主任監督官

講習会ではまず、監督署の三戸部第一方面主任監督官から「令和5年度監督指導内容と注意すべきポイントについて」と題して、令和5年度に実施した監督指導の結果に基づき分析した法違反等の傾向について説明があり、特に法違反が散見される労働時間に関する違反状況とそれを防止する上での注意すべきポイントとして、時間外労働上限規制、労働時間適正把握、年5日の年次有給休暇取得義務化を重点に説明がありました。

続いて、C&Cパートナー代表の鈴木一恵様から、働きやすい職場づくりのために、心理的安全性のある土壌作り、本音を知る「聞き方」や活力を与える「ほめ方」による信頼関係の構築、人を育てるための指導スキル等について、会場に参加した人にも一緒に考えてもらいながら講話をしていただきました。

最後に協会から、9月9日開催の「大事な社員の心を守る緊急大会」の案内と、企業側に立った労働相談に応じる「企業の労働110番」についてのお知らせをして、予定していたプログラムはすべて終了しました。



講演される鈴木氏

令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催

名北労働基準協会

第2回講演テーマ
「精神疾患を含む病者への配慮と休職の扱いについて」

愛知県下各労働基準協会は、「令和6年度 労働トラブル防止総合講座」を開催しています。今年度は、『労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

本講座は会場における対面受講のほか、インターネット受講に対応しています。インターネット受講では、各自ダウンロードした資料とともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。



令和6年度第2回『労働トラブル防止総合講座』



長谷川弁護士

さる8月5日に開催した第2回は「精神疾患を含む病者への配慮と休職の扱いについて」と題し、成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士 長谷川ふき子弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者などインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し名古屋西労働基準協会 鹿島篤専務理事が開会挨拶を行い、続いて長谷川弁護士より「休職とは」「休職制度設計上の留意点」「復職要件」等について、モデル就業規則、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインほか豊富な資料や裁判例とともに解説が行われました。



鹿島専務理事

次回以降の予定は以下のとおりです。

■第3回■

令和6年10月1日
宮澤俊夫法律事務所 所長
宮澤俊夫弁護士
「解雇・雇止めをめぐるトラブルの防止について」

■第4回■

令和6年12月6日
那須・岩崎法律事務所
岩崎友就弁護士
「就業規則の遵守と懲戒処分について」

■第5回■

令和7年2月21日
庄司法法律事務所 所長
庄司俊哉弁護士
「労働災害の防止と安全配慮義務について」

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年7月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	19		104		100		+4		建 設 業 計	4		21		18		+3	
食 料 品	3		23		28		-5		土 木	1		2		4		-2	
織 維			1		4		-3		建 築	2		9		7		+2	
木材・木製品					1		-1		そ の 他	1		10		7		+3	
製紙・印刷			1		2		-1		交通・運輸業	2		27		22		+5	
化 学	1		9		3		+6		陸上貨物業	1		5		2		+3	
窯業・土石	2		6		4		+2		港湾荷役業	1		1				+1	
鉄鋼・非鉄	3		7		2		+5		商 業	6		30		29		+1	
金属製品	3		16		28		-12		接客・娯楽業			15		11		+4	
一般機械	3		10		4		+6		清 掃 業			6		10		-4	
電気機械			1		2		-1		そ の 他	7		69		85		-16	
輸送用機械	4		25		17		+8		合 計	40		278		277		+1	
その他製造			5		5												

※本統計は令和6年7月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

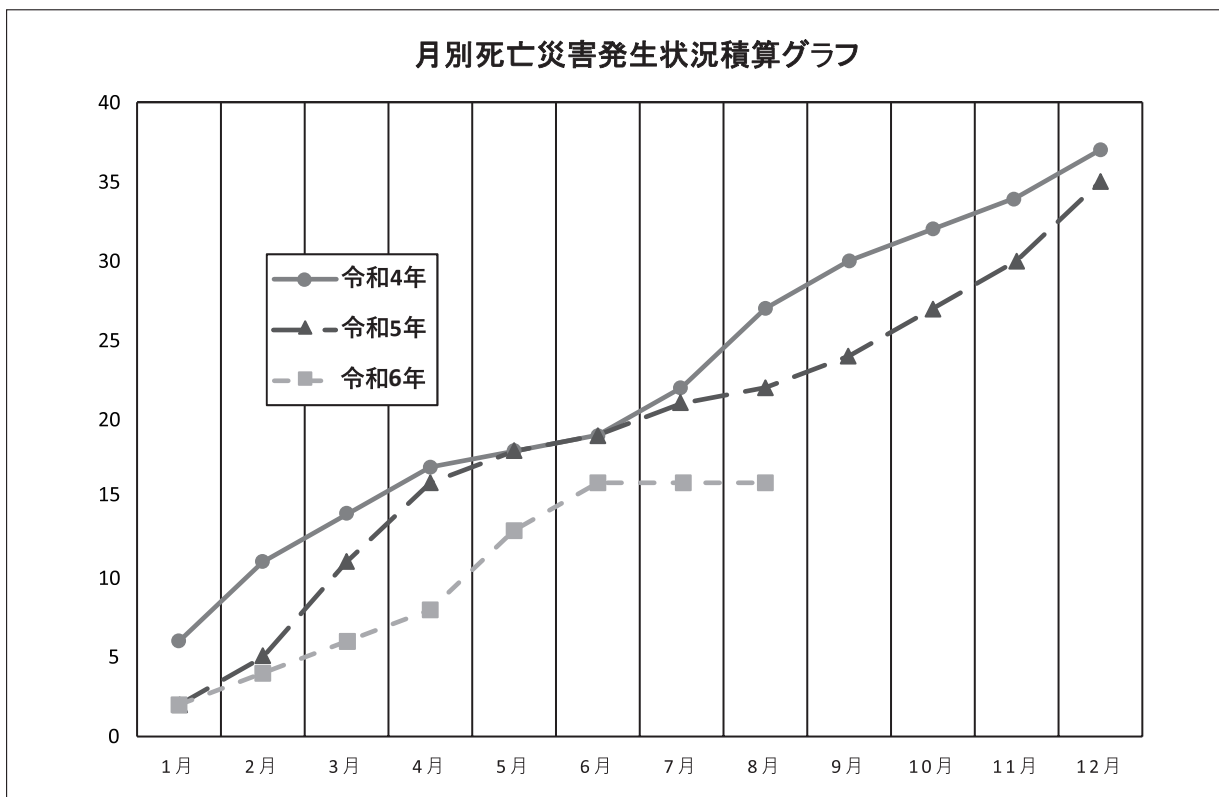
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年8月2日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製 造 業	造 業	4	5	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	3
	金 属 製 品	1		
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1		
	そ の 他	2	3	5
建 設 業	建 設 業	5	2（1）	6（1）
	土 木 工 事 業			
	建 築 工 事 業	4	2（1）	6（1）
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1	4	10（3）
商 業	商 業	4（3）	2（1）	4（2）
	卸 売 業		1	2
	小 売 業	2（1）	1（1）	2（2）
	そ の 他	2（2）		
清 掃 ・ と 畜 業		1	2	4
上 記 以 外 の 事 業		1	2（1）	3（1）
合 計		16（3）	17（3）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



自動車運転者について、36協定を締結する際には 新改善基準告示への対応が必要です

刈谷労働基準監督署

〈改善基準告示の対象者〉

改善基準告示の対象者は、労働基準法第9条にいう労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。）であって、四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事するものです。

* 「自動車の運転の業務に主として従事する」とは？

「自動車の運転の業務に主として従事する」か否かは、個別の事案の実態に応じて判断しますが、実態として、物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分以上を超えており、かつ当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えが見込まれる場合には、該当することとなります。

このため、例えば、クレーン車のオペレーターが移動のため路上を走行するような場合には、原則として「自動車の運転の業務に主として従事する」に該当しません。

* 自家用自動車の自動車運転者にも適用されます

改善基準告示は、運送を業とするか否かを問わず、自動車運転者を労働者として使用する全事業に適用されます。このため、例えば、工場等の製造業における配達部門の自動車運転者等、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）の自動車運転者にも適用されます。

なお、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者であって、主として物を運送することを目的とする自動車の運転の業務に従事する者については、トラック運転者に適用される基準（改善基準告示第4条）が準用されることとなっており、上記の工場等の製造業における配達部門の自動車運転者等については、同基準が適用されます。

●詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

厚労省 改善基準告示

検索



自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制（1年960時間）が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されました。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結

1か月45時間・1年360時間以内の時間数（※1）とする場合



1か月45時間・1年360時間を超える時間数（※1、2）とする場合

② 様式9号の3の4を作成

又は

② 様式9号の3の5を作成

- ※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。
- ※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。



③ ②の様式に①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4

又は

様式第9号の3の5

(原本)

②



時間外労働及び

休日労働に関する協定書

(写)

①

- ・2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

- 36協定届の新様式は厚生労働省のホームページから入手できます。

時間外労働・休日労働に関する協定書（様式ダウンロード（Word形式））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html



時間外労働の上限規制わかりやすい解説（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>



- 36協定届など、労働基準法に係る届出等は、「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請が利用可能です。電子申請を利用した場合、労働基準監督署の窓口にお越しいただく必要はありません。

衣浦東部保健所コーナー



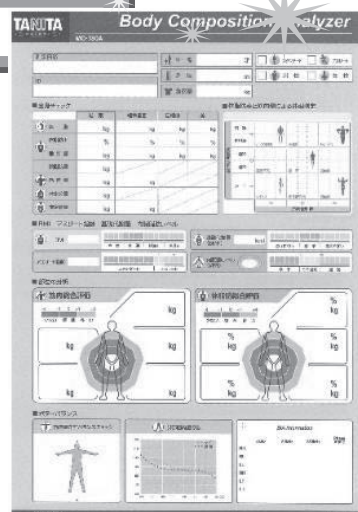
今月は安城市からのお知らせです

職場に「健康づくりの輪」を広げてみませんか？「各種測定結果がきっかけになった」と利用者から大好評です！

健康関連機材を用いた健康測定

部位別の体脂肪や筋肉量、血管年齢などを測定することで健康づくりに取り組むきっかけを作ります。

健康メニューをご活用ください



健康関連資材貸出 申請はこちら

閉庁日含む7日間の貸出が可能です（応相談）



TANITAの業務用
体組成計を無料で
貸し出します

貸出品 体組成計・血管年齢計・脳年齢計・骨強度計・握力計・長座体前屈計 など

方法 7日前までに借用申請書兼承諾書を提出してください。

無料です!!

あんじょう健康マイレージ事業

健康診断、体重測定など健康づくりを実践してポイントを貯める事業です。紙シートもしくはアプリでポイントを貯めると、協力店でサービスが受けられる「あいち健康づくり応援カードまいか」がもらえたり、豪華賞品があたる抽選に参加することができます。

対象 安城市在住・在勤・在学の方（年齢制限はありません）

期間 令和7年3月3日まで期間内いつでもスタートできます

オススメ!!

事業の詳細はこちらへ



まちかど講座

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が職場に出向いて健康に役立つお話をします。従業員向けの健康講話などにぜひご活用ください。

目安 1テーマ45分（講話時間短縮可）
日時は応相談（土日の対応可）

申請はこちら



安城市健康メニューのお申込・お問い合わせ先

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知106番地1

安城市保健センター

TEL : 0566-76-1133 FAX : 0566-77-1103

安城市に住所を置く
企業を対象として
います

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

山田宗平

従業員の家族に介護が必要 となった場合の対応



少子高齢化の今般、介護を必要とする高齢者が増加し、家族内で介護と向き合っている人が増え続けています。令和4年就業構造基本調査統計によると介護者は629万人、そのうち介護と仕事を両立している人は365万人と半数を超えています。また介護・看護による離職者数は10万6千人に達しています。とくに40代～60代では親の介護で不安を感じている人が多く見え、突然やってくる問題と捉えているようです。

仕事と介護の両立に関する労働者調査によると、「不安を感じる、非常に不安に感じる」と回答した人は男女とも7割を超え、親の介護に直面する現実には不安を感じています。

ない、会社に両立支援制度があるか知らない」という人が多くを占めています。

また、介護についての相談先では、会社に相談した人はわずか7%と低い水準であり、仕事と介護の両立に悩んでいても言い出せず、介護離職につながってしまうケースが多いことがうかがえます。本稿では、従業員の家族に介護の必要性が生じた場合、どう対処したらよいかご紹介いたします。

①介護に直面する前の従業員への支援

いつ従業員から介護に関する相談があるかもしれません。日頃より介護が必要となった場合に備え管理職研修や社内研修を通じて、仕事と介護の両立支援制度を理解し、従業員に説明と安心して働き続けることができるという安心感を持つってもらう職場



風土を作ることが必要です。現時点での介護の有無や将来介護と向き合う予定の有無、会社の支援制度を知っているかなど、アンケートや定期的な面談で把握するとよいでしょう。介護に関する相談窓口を設けたり、介護事業者との連携もあると有効的です。

②介護に直面した従業員への支援

実際に本人より相談を受けた場合、会社の両立支援制度を説明し当面の対応を検討しましょう。両立のために希望する働き方や公的介護保険制度の利用について丁寧に説明しましょう。

・育児・介護休業法では、「介護休業」：対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで取得、「介護休暇」：介護等をする場合に年5日を限度として取得、「所定外労働時間、時間外労働、深夜業の制限」

「短時間勤務の措置等」が利用できます。また、労働者が介護休業した場合、「介護休業給付金」が平均賃金の67%（最大93日分）給付されます（支給要件あり）。

介護保険法では、大まかに居宅サービス（訪問介護や通所介護など）と施設サービス（特別養護老人ホームやグループホームなど）があります。介護保険を利用するには、まずは市町村へ申請し、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。認定を受けたら、ケアマネージャーとともにどんなサービスを利用するか決定し利用開始となります。利用料は、所得に応じて1割～3割の自己負担で利用できます。介護保険サービスを利用することにより、精神的身体的に余裕が生まれ、介護とうまく付き合うことができます。

③両立支援等助成金の活用

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）を有効的に活用しましょう。介護支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ事業主に対し支給されます。詳細は、厚生労働省サイトを参照ください。

先般の通常国会で育児・介護休業法の改正が成立し、令和7年4月1日より施行されます。

介護離職防止のため以下の項目が強化されます。①介護休暇の対象者変更 ②両立支援制度の個別周知・意向確認の義務付け ③両立支援制度の情報提供の義務付け ④両立支援制度の雇用環境整備の義務付け ⑤介護者に対するテレワーク導入を努力義務施行までに、就業規則等の見直しも含め早めに対応されるとよいでしょう。

最後に、企業内において介護離職防止に対ししっかり向き合うことで従業員の意識向上により生産性アップにつながることを期待できます。活用できる制度を理解し、仕事と介護の両立に取り組ましましょう。

参考文献 ・総務省「令和4年就業構造基本調査」 ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「仕事と介護の両立に関する労働者調査」
（やまだ社会保険労務士事務所所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）
イラスト・伊藤香澄

会員だより

高浜支部

《企業概要》

名 称 株式会社スギヤス
所 在 地 愛知県高浜市本郷町 4-3-2
電 話 0566-53-1126
創 業 1949年（昭和24年）
資 本 金 8,800万円
代 表 者 代表取締役 杉浦 安俊
従 業 員 350人
事業内容 自動車整備用機器事業
物流機器事業
住宅福祉機器事業
環境機器事業

Bishamon 株式会社 スギヤス



※自動車整備業界シェア No.1 のトップメーカーで、自社ブランドの「ビシャモン」を持ち、企画・開発・設計・製造・販売・アフターサービスまで自社で行っています。

景気に左右されない確立した販売ルートを持っているのが強みです。

営業拠点 本社・東京支店・大阪支店・福岡営業所・前橋出張所・広島出張所・坂出出張所・仙台出張所
生産拠点 高浜工場・西尾工場・福島工場
海外拠点 毘沙門股份有限公司
会社 HP <http://bishamon.co.jp/>

《企業沿革》

1949年 杉浦安雄（創業者）が愛知県碧南市棚尾町汐田で杉安鉄工所を創業
1958年 杉安鉄工株式会社を設立 エアーリフト生産開始
1964年 愛知県高浜市に本社工場を新築・移転
1968年 東京事務所開設
1975年 西尾工場完成
1976年 大阪事務所開設
1989年 会社称号を杉安鉄工株式会社から株式会社スギヤスに変更
1992年 福島工場完成
2001年 台湾工場 毘沙門股份有限公司完成
2013年 新台湾工場完成
2024年 創業75周年を迎える

《経営理念》

私たちは三愛の精神で、日々、より良いモノづくりに挑戦（Challenge）し、新たなる価値を創造（Creative）して、誰からも信頼され、社会に貢献する企業を目指します。



リスクアセスメント講習会のご案内

1. 日時及び会場

10月7日(月) 13:30～15:30
あいち産業科学技術総合センター 交流センター 2階 研修室1
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話 0566-45-5981)

2. 次第

あいさつ 刈谷労働基準監督署 佐野 晃 署長
説明 刈谷労働基準監督署 第二方面 労働基準監督官 安東 亮
(内容) ①安全を理解する
②リスクアセスメントとは
③リスクの見積もりと記録シート
④対策の考え方

3. 会費 無料 (非会員の方も無料です)



※詳細は同封のご案内をご参照下さい。

労働災害防止講習会のご案内

1. 日時 2024年10月17日(木) 13:30～16:10

2. 会場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)

3. 次第


- 1) 挨拶 (一社) 刈谷労働基準協会 安全部会長 神谷 直樹
刈谷労働基準監督署 署長 佐野 晃
- 2) 説明 「労働安全衛生規則の改正と災害事例からみる安全管理について」
刈谷労働基準監督署 担当官
- 3) 講話 「ヒューマンエラーの防止について」
労働安全労働衛生コンサルタント 嶋田 靖文

4. 会費 無料

※参加をご希望される方は、9月27日(金)までに
右記よりお申し込みください。
ホームページからお申し込みできます。



刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
技能講習	31Hフォークリフト	(学) 10月4日 (実) 10月5・6・12日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	プレス機械	11月14・15日	あいち産業科学技術総合センター	13,090円	
	有機溶剤作業主任者	10月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		11月13・14日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	10月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		11月5・6日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	11月18・19・20日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
11月18・19・22日					
石綿作業主任者	10月15・16日	あいち産業科学技術総合センター	13,321円		
	11月21・22日				
金属アーク溶接等 	11月8日	刈谷商工会議所	11,000円		
特別教育	自由研削砥石	10月9日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	機械研削砥石	(学) 10月16日 (実) 10月25日 (満席)	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
		(学) 11月7日 (実) 11月8日			
	粉じん	11月25日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気 (実技7H含む)	10月22・23日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		11月26・27日			
フルハーネス型墜落制止器具	10月29日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円	
その他の	建築物石綿含有建材調査者	10月30・31日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	10月11日	あいち産業科学技術総合センター	15,180円	18,480円
	安全管理者選任時	10月7・8日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
	安全衛生推進者	10月2・3日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	職長教育(製造業)	10月24・25日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
		11月11・12日			
	職長・安全衛生責任者	11月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
	保護具着用管理責任者	9月19日(追加)	あいち産業科学技術総合センター	17,050円	20,350円
		10月29日(追加)			
		11月28日			
騒音障害防止対策	10月21日	あいち産業科学技術総合センター	8,690円	11,990円	
衛生管理者受験準備	10月30・31日	あいち産業科学技術総合センター	18,810円	22,110円	

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	二次元バーコード	9月	10月	11月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合 労働 講座 法令	1. 労働実務基礎講習（半日）		10	15	20	無	料	名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）			8		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		11 25	9 23		全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）		17	22	19	無	料	名北労働基準協会他
セミナー 労働 問題	1. 石嵩弁護士セミナー		25			4,380	4,990	ウインクあいち
	2. 労働トラブル防止総合講座			1		6,900	9,130	名北労働基準協会
安全 衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育			9				
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育			21		8,690	11,990	あいち産業科学技術センター
社員 教育	1. 管理能力向上研修	 1~3	20			6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修				26			
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修				5			
	5. ハラスメント相談担当者研修		24					
	6. アンガーマネジメント研修							
	7. アサーティブ研修							

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	11月29日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学科(日)	実技(日)				
技能 講習	ガス溶接	10月24日	10月26日	ポラビル	大同特殊鋼 星崎工場	13,780円
	乾燥設備	10月5・6日		ポラビル		13,450円
		10月30・31日				
	はい作業	10月8・9日		岡崎勤労支援センター		12,895円
10月21・22日			ポラビル			
その他	局所排気装置者 自主検査	10月28・29日	10月30日	S D G	S D G	会員 58,500円 非会員 63,000円
	マスクフィットテスト 実施	10月1日		名古屋市公会堂		会員 21,880円 非会員 26,080円
	エックス線	10月1・2・3・4日		ポラビル		会員 30,000円 非会員 33,500円
	潜水士	10月28・29日			市民会館	会員 17,800円 非会員 20,000円

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

勞 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、
大丈夫ですか？

床の安全対策は、

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、**【3日間】**を生き抜く準備をサポート

M **ミドリ安全株式会社**
刈谷支店/愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
電話/0566-82-1161 FAX/0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
（電話）〇五六六-一二一六三三七
博 定価一五〇円